

静岡県公安委員会規程第14号

静岡県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月27日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

静岡県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程

静岡県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成27年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付の方法)</p> <p>第19条 特定秘密文書等を交付するときは、特定秘密文書等受領書（様式第2号）又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。）から<u>記名押印</u>を得るなど交付の記録を残すものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(交付の方法)</p> <p>第19条 特定秘密文書等を交付するときは、特定秘密文書等受領書（様式第2号）又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。）から<u>記名</u>を得るなど交付の記録を残すものとする。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第19条関係）

特定秘密文書等受領書

登録番号	
件名	
交付機関名	
交付者	

上記の文書物件を受領しました（該当するに印を付ける。）。

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。